

平成 25 年 6 月 10 日 FM うじ放送内容について

市政だより 6 月 1 日号に、プラスチック製容器包装の分別収集に取り組む内容の記事を掲載したところ、「宇治市探検」という番組で取り上げられました。以下、当日の放送内容を掲載します。

=====

パーソナリティー：市政だより 6 月 1 日号で、「プラスチック製容器包装の分別収集に取り組めます」と掲載されていましたが、新たなごみの分別区分が増えるということですか。

事業課：はい。容器包装リサイクル法に基づいて、プラスチック製容器包装をリサイクルできる「資源ごみ」として新たに分別収集することになります。

パーソナリティー：「容器包装リサイクル法」とはいったいどんな法律なんですか？

事業課：家庭から出るごみの 6 割は「容器包装」と言われています。これを何とかしようと考えられたのが「容器包装リサイクル法」です。「容器包装リサイクル法」でいう「容器包装」とは商品を入れる「容器」や商品を包む「包装」で、中身の商品を消費した時に不要となるものです。ここで突然ですが問題です。「容器包装リサイクル法」の対象となる金属製の「容器包装」といえば何でしょうか？

パーソナリティー：難しいですね。

事業課：ジュースなどの飲み物が入っているアルミ缶やスチール缶などです。宇治市ではこれらをリサイクルできる「資源ごみ」として月 2 回分別収集しています。では「容器包装リサイクル法」の対象となるガラス製の「容器包装」とは何でしょうか？

パーソナリティー：びんですか？これも宇治市ではリサイクルできる「資源ごみ」として分別収集されていますよね。

事業課：そうですね。では最後に「容器包装リサイクル法」の対象となるプラスチック製の「容器包装」とは何でしょうか？

パーソナリティー：ペットボトルですか？

事業課：半分正解です。「容器包装リサイクル法」の対象となるプラスチック製の容器包装とは「ペットボトル」と「それ以外のプラスチック製容器包装」の2種類になります。

パーソナリティー：ペットボトルについては、宇治市でもリサイクルできる「資源ごみ」として分別収集されていますよね。ペットボトル以外のプラスチック製の容器包装の分別収集を新たに始めるということですか？具体的にはどういったものですか？

事業課：プラスチック製容器包装にはさまざまな形状があります。例えば袋類ですと「お菓子の袋」や「菓子パンの入っている袋」など、カップ類では「カップ麺の容器」や「卵のパック」など、ボトル類だと「シャンプーの容器」や「ソースの容器」など、またチューブ類ですと「マヨネーズの容器」や「ケチャップの容器」などになります。



パーソナリティー：プラスチック製の「容器」や「包装」ってたくさんの種類がありますね。でもどれがプラスチックの素材でできた「容器」や「包装」なのか探すのは大変そうですね。

事業課：確かに、何も目印がなければ大変です。



プラマーク

パーソナリティー：何か目印があるんですか？

事業課：「プラマーク」というものです。四角の中にカタカナで「プラ」と表示されているマークです。プラスチック製容器包装はさまざまな形をしているため、分別しやすいように、目印として「プラマーク」が表示されています。みな

さんのご家庭の「もえないごみ」のごみ箱の中には、この「プラマーク」が表示されているものがたくさんあります。これを「ただのごみ」ではなく「リサイクルできる資源ごみ」として分別して収集しようという取り組みが、プラスチック製容器包装の分別収集です。宇治市にお住まいの皆さんは、ペットボトルについてはすでに分別していただいています。ペットボトル以外のプラスチック製容器包装の一部も実は分別されています。それは「発泡トレイ類」です。実は「発泡トレイ類」も、プラスチック製容器包装です。もちろん「発泡トレイ類」にも「プラマーク」は表示されています。

パーソナリティー：実は知らないうちに、プラスチック製容器包装の一部を分別していたんですね。分別された「発泡トレイ類」を含むプラスチック製容器包装は、「資源ごみ」になりますので、もちろん何かにリサイクルされるわけですね？

事業課：リサイクルの手法は主に 2 種類です。まず、モノに生まれ変わる「材料リサイクル」です。これは分かりやすいリサイクル手法でプラスチックからプラスチックを作るリサイクルです。例えば、プラスチック製容器包装から「プリンター」や「ベンチ」などができます。もう一つのリサイクルは化けるリサイクル「ケミカルリサイクル」です。例えばプラスチックを利用して、鉄やセメントが作られています。

パーソナリティー：プラスチックで鉄ですか？

事業課：鉄は「鉄鉱石」から作られます。鉄鉱石は掘り出したままでは使えません。「サビ」を落とす必要があります。そのため、石炭などを使い高温で加熱して「サビ」を引きはがす必要があります。その石炭の代わりとしてプラスチックを使うことを「ケミカルリサイクル」といいます。

パーソナリティー：リサイクルできるものはリサイクルしようということですね。プラスチック製容器包装はリサイクルができる。だから、ごみとして捨てるんじゃないくて、「プラマーク」を目印に分別して「資源ごみ」として収集するということですね。リサイクルすることでごみが減量できる。そこまではよく分かりました。でも、プラスチックでできていても「容器」でも「包装」でもないものもありますよね？例えばプラスチックのおもちゃやバケツは対象ではないんですか？

事業課：今言われましたとおりプラスチックであっても、おもちゃやバケツなどの製

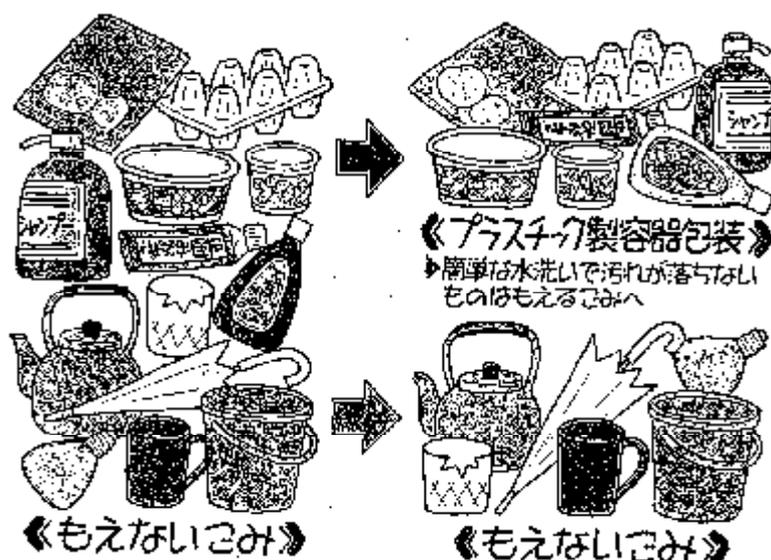
品は対象ではありません。プラスチックはリサイクルするのにお金がかかります。プラスチック製容器包装については、その容器包装を作っている事業者や、その容器包装を利用して商売している事業者がその費用を負担することになっています。

パーソナリティー：リサイクル費用が負担されていないプラスチックの製品は、今回の分別収集の対象ではないということですか？

事業課：今回対象となるのは、リサイクル費用を事業者が負担しているプラスチック製容器包装になります。リサイクル費用を事業者が負担しているプラスチック製容器包装には「プラマーク」の表示があります。それを目印に分別していただくことになります。「プラマーク」の表示されていないプラスチック製品につきましては従来どおり「もえないごみ」として収集します。

パーソナリティー：まとめると『基本的に、プラスチックは「もえないごみ」です。その中から「プラマーク」を探してください。「プラマーク」が表示されているプラスチック製の容器や包装は「資源ごみ」になります。』ということですね。

事業課：そこまでは正解ですが、もう 1 段階あります。分別されたプラスチック製容器包装のうち簡単な水洗いで汚れが落ちないものは、「もえるごみ」になります。プラスチック製容器包装はリサイクルできるという話をさせていただきましたが、リサイクルするにはきれいであることが条件になります。中でも、油分については、リサイクルに支障をきたすため、例えば「マヨネーズ」の容器などは、簡単な水洗いできれいにできなければ、「もえるごみ」になります。



パーソナリティー：整理しますと、『基本的に、プラスチックは「もえないごみ」です。その中から「プラマーク」を探してください。「プラマーク」が表示されているプラスチック製の容器や包装はリサイクルできる「資源ごみ」です。ただし、簡単な水洗いで汚れが落ちないものについては「もえるごみ」になります。』ということですね。

事業課：大正解です。「もえるごみ」として出されたプラスチック製容器包装も「焼き捨てている」わけではなくて、「焼却熱を利用」して、施設の冷暖房などに利用されています。

パーソナリティー：「分別の仕方」と「リサイクル」については大体わかりました。では、プラスチック製容器包装の分別収集はいつから始まるんですか？

事業課：それがまだ決まっていません。収集されたプラスチック製容器包装を処理するラインが平成27年1月から稼働して、同年3月にかけて試運転することになっていますが、その期間中に実施することになります。それが、1月なのか2月なのか3月なのかは、現在調整中です。決定しだい、市民の皆様に市政だより等を通じてお知らせします。

パーソナリティー：プラスチック製容器包装の分別については、現時点では、取り組むことしか決まっていらないんですね。

事業課：申し訳ありません。しかしながら、分別がはじまると「プラマーク」を目印にさせていただくため、市民の皆様に少しでも早く「プラマーク」を意識してほしいという思いから、今回の広報にいたしました。

パーソナリティー：わかりました。プラスチック製容器包装の分別収集に取り組むことは確実なので、その目印となる「プラマーク」に、早い時期から馴染んでくださいということですね。また、開始する時期が決まりましたら教えてください。



以上